

# 消費者トラブル防止かわら版 No.3

福井県県民安全課からのお知らせ

## ～身に覚えのない「架空請求」メールにご注意！！～

**「架空請求」とは、利用の事実がないにもかかわらず、何らかの有料サイトを利用したかのような文言のメールを送り付け、メールを受け取った者を騙して金銭を振り込ませようとする、詐欺商法です。**

### トラブル事例

突然、スマートフォンに、見知らぬ業者から、「有料サイトの料金未納が発生している。連絡なき場合は、身辺調査する」とのメールが届きました。

有料サイトを利用した覚えはなかったのですが、不安だったので、確認しようと電話をかけたところ、業者から氏名や住所を聞かれ答えてしまい、高額な請求を受けてしまいました。

### アドバイス

- 1 業者の狙いは、「メールを受け取った人」を不安にさせて、お金を巻き上げることです。絶対に業者に連絡せず、様子を見ましょう。また、身に覚えがある人も、同様な対応をしましょう。
- 2 一旦支払ってしまうと、カモリストに登録され、次々と請求メールが届く場合があります。返金は困難ですので、注意しましょう。
- 3 架空請求のメールが頻繁に届く場合は、メールアドレスを変更するなどの対策をしましょう。
- 4 不審に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

### 消費生活のご相談は…

福井県消費生活センター ☎0776-22-1102 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

福井県嶺南消費生活センター ☎0770-52-7830 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)

受付時間/9:00~17:00 (土・日曜日にも相談を受け付けています。県嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です。)

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。(平日のみ)